

宮崎県介護ロボット導入支援事業補助金実施要領 (二次募集)

宮崎県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「事業」という。）を以下のとおり実施する。

1 事業の目的

介護現場において、介護ロボットの導入は、介護従事者の身体的負担軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護従事者が継続して就労するための環境整備に有効である。

このことから、介護保険施設・事業所における介護ロボットの導入に係る経費について補助を行う。

2 事業概要

宮崎県内の介護保険施設・事業者が介護ロボットを導入する際にかかる経費の一部を補助する。

(1) 補助対象事業者

宮崎県内にある介護保険施設・事業所

ただし、以下の対象サービス事業所は補助対象外とする。

- ① 居宅サービス事業のうち、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- ② 介護予防サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売

(2) 補助対象機器

次の①から③のすべての要件を満たす介護ロボットであること。

- ① (i) 移乗介護、(ii) 移動支援、(iii) 排泄支援、(iv) 見守り・コミュニケーション、(v) 入浴支援、(vi) 介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。
- ② 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・導入促進事業」)において採択されたロボット、または、センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボットであること。
- ③ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(3) 補助対象経費

補助対象事業者が介護ロボットの購入に要する経費（導入する際の必要な諸経費を含む。）とする。ただし、次に掲げる費用は補助対象外とする。

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 機器のメンテナンス費用
- ③ パソコン、タブレット、スマートフォン等の通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費
- ④ Wi-fi 設置工事費
- ⑤ その他、本事業として適当とは認められない費用

※交付決定前に購入した機器については、補助対象外

(4) 補助金の交付額等

①補助額

補助対象経費の1/2以内（補助額上限：1台あたり30万円）。

②補助対象の限度台数

施設・居住サービスは利用定員数を10で除した数を、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数（小数点以下切上げ）を限度台数とする。（以下参照）

	定 員						
	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61以上
施設・居住系サービスの限度台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台	定員が10増えるごとにプラス1台
在宅系サービスの限度台数	1台		2台		3台		定員が20増えるごとにプラス1台

■施設系サービスの例：指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

■居住系サービスの例：（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

■在宅系サービスの例：（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護

(5) 事業規模

予算額以内とする（予算額：約300万円）。

(6) 選定方法

先着順により採択し、申請額が予算額に達した段階で募集終了とする。交付対象事業者には、内示額を記載した通知を送付する。

なお、8月までの一次募集で応募を行った事業者については、二次募集には応募できない。

(7) 導入効果報告

本事業により介護ロボットを導入した事業者は、導入後3年間、介護サービス事業所における介護ロボットの毎年度の導入効果について、「導入効果報告書」（要綱第5号様式）により、4月末日までに報告しなければならない。

（例）令和元年12月に導入した場合

令和3年4月、令和4年4月、令和5年4月までにそれぞれ報告

3 申請手続き等

(1) 提出書類

- ① 導入計画書（要綱第1号様式）
- ② 申請額算出内訳書（要綱第2号様式）
- ③ 収支予算書（要綱第3号様式）
- ④ 導入予定機器の見積書等（写しで可）
- ⑤ 導入予定機器の仕様等が分かるカタログ、パンフレット等（写しで可）
- ⑥ 誓約書（要綱第4号様式）

※上記の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

※交付申請書、納税証明書（県税に未納がないことの証明）については、県から別途指示があった日までに提出すること。

(2) 提出方法

書類は、持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金」と朱書きをすること。

(3) 提出先・提出期限

【提出先】〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部 長寿介護課 施設介護担当
電話：(0985) 26-7058

【募集期間】令和元年9月17日(火)～10月31日(木)午後5時15分まで
(この期間以外は受け付けない)

※郵送の場合は、令和元年10月31日(木)消印有効

※持参の場合は、土日、祝日を除く

※郵送の場合の消印日と持参日が同日の場合は、「持参」を優先とする。

※提出期限までに申請額が予算額に達した場合は、その段階で終了する。この場合は、県ホームページにて周知を行う。

4 令和元年度二次募集スケジュール (※スケジュールについては変更になる場合があります。)

10月31日(木) 二次募集締め切り (導入計画書等の提出) (事業者→県)

11月中旬頃 県による審査、選定、採択

採択通知(内示)及び補助金交付申請書提出依頼(県→事業者)

※9月中に導入計画書等の提出を行った事業所には、1か月程度前倒しで行うことがあります。(以下同様)

11月下旬頃 補助金交付申請(事業者→県)

12月下旬頃 交付決定(県→事業者)

～ 事業着手(介護ロボットの購入)→納品次第、実績報告、交付確定、補助金交付

4月10日まで 実績報告期限(事業者→県)

5月末まで 交付確定、補助金交付(県→事業者)

~~~~~

令和3年4月下旬

令和4年4月下旬

令和5年4月下旬

} 導入効果報告(事業者→県)